

消制度第156号
令和5年8月3日

特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット
理事長 花輪 仁士 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

適格消費者団体として認定をした旨の通知書(通知)

貴法人から令和5年4月3日付けでされた消費者契約法(平成12年法律第61号)第13条第2項の申請については、同条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定をしたので、同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット

2 適格消費者団体の住所

山梨県甲府市中央四丁目3-19桜商事ビル3階

3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地

山梨県甲府市中央四丁目3-19桜商事ビル3階

4 認定をした日

令和5年8月3日

以上